

日本協同組合学会 第43回秋季大会

要旨集

共益と同時に公益を求める協同組合像

—「経済的目的」と「社会的目的」の実現に向けて—

会場：明治大学・駿河台キャンパス リバティタワー9階

会期：2023年9月8日（金）・9日（土）・10日（日）

<大会スケジュール>

【1日目】特別シンポジウム（対面/オンライン） 資料別

開催日：2023年9月8日（金）13:00～16:00

会場：明治大学・駿河台キャンパス 9階 1096教室／オンライン参加可

登壇者控室・打ち合わせ場所 リバティタワー9階 1092教室

共催：（一社）日本協同組合連携機構（JCA）

テーマ：日本の協同組合の実践からアイデンティティの議論を深める

プログラム 座長：伊丹謙太郎（法政大学大学院 連帯社会インスティテュート 教授）

- (1) 基調報告「協同組合アイデンティティに関する世界的協議の動向と日本の取り組み」
伊藤治郎会員（日本協同組合連携機構常務理事）
- (2) 取り組み報告①「ワークショップの開催状況と協同組合アイデンティティをめぐる論点」
前田健喜会員（日本協同組合連携機構 CI・国際・研究チーム部長）
- (3) 取り組み報告②「日本協同組合学会春季研究大会から」
向井忍会員（地域と協同の研究センター（大会現地実行委員会）専務理事）
- (4) オープンディスカッション

【2日目】大会シンポジウム・韓国特別報告・臨時総会

①大会シンポジウム（対面/オンライン）

開催日：2023年9月9日（土）10:00～16:20

会場：明治大学・駿河台キャンパス リバティタワー9階 1093教室／オンライン参加可

登壇者控室・打ち合わせ場所：リバティタワー9階 1091教室・1092教室

テーマ：共益と同時に公益を求める協同組合像

－「経済的目的」と「社会的目的」の実現に向けて－

座長：北川 太一（摂南大学）

<報告者とコメンテーター>（敬称略）

報告1 「生活の協同」から見る共益と公益 三浦一浩（生協総合研究所）

コメンテーター 齋藤 優子（日本生活協同組合連合会）

報告2 地域経済振興の担い手としての協同組織金融 小関隆志（明治大学）

コメンテーター 堀井 真理生（福井県中小企業団体中央会）

報告3 地域コミュニティが担う資源管理活動に協同組合が果たす役割 木原奈穂子（鳥取大）

コメンテーター 荒井 絵理菜（協同総合研究所）

報告4 農福連携におけるJAの取り組みと役割～農業×福祉～ 濱田 健司（東海大学）

コメンテーター 小松 淳（高知県農業協同組合 営農販売事業本部）

<タイムスケジュール> 報告 35 分、コメント 10 分、報告・コメントに基づく質疑 20 分

9:50～10:00 開会アナウンス、会長挨拶、開催校挨拶

10:00～10:10 座長解題

10:10～11:15 報告 1 およびコメント、質疑

11:15～12:20 報告 2 およびコメント、質疑

～昼食休憩～（登壇者打合せ）

13:10～14:15 報告 3 およびコメント、質疑

14:15～15:20 報告 4 およびコメント、質疑

～休憩～

15:30～16:20 総合討論・まとめ

②中国からのビデオレター

16:30-16:40

魏后凱（中国社会科学院農村発展研究所所長）

③韓国特別報告

16:40～17:10

表題：日韓の協同組合研究と学び合いのこれからを一緒に考えませんか

李香淑（第 21 代韓国協同組合学会長）

④臨時総会・学会賞授賞式・新理事会

17:10～17:55

会場：明治大学駿河台キャンパス 9 階 1093 教室／オンライン参加

・オンライン参加の場合は以下の ZOOM リンクからご参加ください。

<https://zoom.us/j/93684244363?pwd=0ERWTTY2S1du0ExCNTRyY1pHc0dGdz09>

・臨時総会では、役員の改選を予定しています。

・臨時総会の直後に、同じ会場にて、新たに選出された理事による 22 期第 1 回理事会を対面で開催します（17:40～17:55）。

⑤交流会

18:00～20:00

会場：レンタルキッチンスペース Patia（パティア）新御茶ノ水店

（千代田区神田駿河台 3-1-1 大雅ビル 6F）

*事前申込の会員のみ

【3日目】個別論題報告・テーマセッション（対面）

開催日：2023年9月10日（日）9：30～15：00

会場：明治大学駿河台キャンパス 8階

1084 教室、1086 教室、1087 教室／9階 1095 教室（4会場）

個別論題報告 1報告30分（報告20分、質疑10分）

報告No.		時間	座長	演題	報告者	所属
追加	第1会場	9:30-10:00	杉本貴志 (関西大学)	社会的連帯経済へ ワーカーズ・コレクティブの改革と転換	中村久子	NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会
1		10:00-10:30		地域包括ケアにおける医療生協の「コミュニティへの関与」—医療生協さいたまの組合員・地域社会との協同—	上田祐子	NPO法人ワーカーズ・コレクティブ協会
2		10:30-11:00		大学生協の持続的発展と個別生協事業業績可視化の重要性	竹野政史	明治大学大学院政治経済学研究科 経済学専攻博士後期課程
3		11:00-11:30	北川太一 (摂南大学)	協同組合における外国人雇用の現状と課題	仲田 秀	法政大学大学院政策科学研究科
4	11:30-12:00	インターカレッジコープにおける組織活動に関する考察—東京インターカレッジコープの学生生活動を中心に—		神田すみれ	地域と協同の研究センター/愛知県立 大学生涯発達研究所	
5	第2会場	10:00-10:30	小山良太 (福島大学)	果樹産地の農協における選果場（共選）統合と産地運営—愛媛県の果樹地帯を事例として—	石毛昭範	拓殖大学
6		10:30-11:00		JAにおける再雇用職員の現状と課題	椎葉尚之	(元)東京インターカレッジコープ理事
7		11:00-11:30	多木誠一郎 (小樽商科大学)	生産者協同組合の経営と有限責任制度—1852年産業節約組合法の成立から1862年法改正まで—	板橋衛	北海道大学大学院農学研究院
8		11:30-12:00	栗本 昭 (JCA)	韓国協同組合学会特別報告: An Exploratory Study on Factors Affecting the Survival of Cooperatives in South Korea	星野愛花里	北海道大学大学院農学研究院
					阿高あや	日本協同組合連携機構/東京大学 大学院学際情報学府
					松浦陽子	明治大学政治経済学部
					リ・サンユン LEE, Sang- Yun	聖公会大学 (Sungkonghoe University)

テーマセッション 120分（報告90分、質疑30分）

9	第1会場	13:00-15:00	伊丹謙太郎 (法政大学)	未来に向けて保存すること—組合運動における芸術・建築の役割	顕原澄子	千葉大学大学院工学研究院
					藤本貴子	法政大学デザイン工学部
					木原進	株式会社梅ノ木文化計画

大会シンポジウム

テーマ：共益と同時に公益を求める協同組合像

－「経済的目的」と「社会的目的」の実現に向けて－

【座長解題】

共益と同時に公益を求める協同組合像

－「経済的目的」と「社会的目的」の実現に向けて－

北川 太一（摂南大学）

今期（2021年9月～2023年9月）2年間の春季および秋季大会においては、以下のテーマでシンポジウムを開催してきた。

- 2022年5月「地域づくりの新段階と協同組合」（座長：辻村英之、小山良太）
- 2022年9月「市民の自立・自律と労働者協同組合」（座長：松本典子）
- 2023年6月「(東海) 地域の実践から問いかける『協同組合らしさ』」
 - ・第1部「協同組合のアイデンティティ」への論点（座長：神田すみれ）
 - ・第2部「東海から発信する新しい市民社会への途」（座長：青木雅生）

もちろん、それぞれのシンポジウムにおいては、取り扱う内容や対象、焦点の当て方やアプローチの方法は異なっている。しかしながら、これらの議論を通してほぼ共通して見えてきたのは、これまで協同組合が組織基盤としてきた地域社会の変容、特に人と人との繋がり方が変化する状況の中で、固定的・規範的な枠組みに必ずしもとらわれないコミュニティづくりを模索し、新自由主義的・画一的な発想にも抗しながら、地域住民が中心となった協同の実践が生まれていることであり、こうした動きに既存のあるいは新しい協同組合がいかにしてプラットフォームづくりや横断的・立体的なネットワークの構築へと展開していくかが問われている点であった。

さて、昨日の特別シンポジウムでも議論されたように、協同組合のアイデンティティに関する議論が国内外で展開しつつあるが、本シンポジウムでは協同組合のアイデンティティを、それが“この世に存在する証し”として捉えたうえで、アイデンティティ確立に向けた議論を展開したい。そのためには、①協同組合の理念と強み・有効性の明確化と共有、②協同組合らしい事業・活動としての実践、③協同組合の存在・実践に対する認知の広がりが必要であり、共益（組合員にとっての利益）と同時に公益（資源や環境も含めた社会にとっての利益）を実現する協同組合像を明らかにしなければならないと考える。A.F.レイドローの言葉を借りれば、「経済的目的と社会的目的を持った企業」である協同組合が、健全な事業体として組合員の経済的な利益を実現すると同時に、社会的な課題にも関心を払いながら持続可能な社会を創ることに積極的な役割を果たすことが求められていると言える。

そこで本シンポジウムでは、今期のむすびとなる大会シンポジウムのテーマとして「共益と同時に公益を求める協同組合像－「経済的目的」と「社会的目的」の実現に向けて－」を設定し、生活・暮らし、地域経済・金融、資源管理と地域コミュニティ、農業と福祉という四つの具体的な領域を取り上げて、共益と公益を求める協同組合の有効性や可能性、取り組み課題と将来像を明らかにしたい。

報告者ならびにコメンテーターは、次の通りである（敬称略）。

- 報告1 「生活の協同」から見る共益と公益 三浦 一浩（生協総合研究所）
 コメンテーター 齋藤 優子（日本生活協同組合連合会）
- 報告2 地域経済振興の担い手としての協同組織金融 小関 隆志（明治大学）
 コメンテーター 堀井 真理生（福井県中小企業団体中央会）
- 報告3 地域コミュニティが担う資源管理活動に協同組合が果たす役割 木原 奈穂子（鳥取大学）
 コメンテーター 荒井 絵理菜（協同総合研究所）
- 報告4 農福連携におけるJAの取組みと役割～農業×福祉～ 濱田 健司（東海大学）
 コメンテーター 小松 淳（高知県農業協同組合 営農販売事業本部）

報告者の方々には、多少の重点の置き方に違いはあっても、①取り上げる領域に関する現況・課題をどう認識するか、②協同組合（協同組織）としての取組みの現状と課題、有効性、③共益と公益（経済的目的と社会的目的）を実現するために求められる協同組合像・協同の姿について論じていただく。また、コメンテーターの方々には、①対象とする報告テーマについての問題意識、実際の取組み紹介、②報告の内容をどう受け止めたか、それに関連する補足的な論点や質問（1～2つまで）をお願いしている。

なお、シンポジウムの進め方として、それぞれの領域における研究者の報告（35分）のあと、すぐ実践家も交えたコメント（10分）および全体的な質疑（20分）を行う。4つの報告とコメント・質疑を踏まえた総合討論（40分を予定）では、協同組合のアイデンティティを確立するための、種別の協同組合や領域を超えた協同組合間連携のあり方や協同組合の存在・実践の認知を高める諸方策について考えていきたい。

【報告 1】

「生活の協同」から見る共益と公益

三浦一浩（公益財団法人生協総合研究所）

1. 市民による「公益」への転換

1995年の「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」の第7原則に「コミュニティへの関与」が謳われたように協同組合が組合員の「共益」だけではなく「公益」にも関与するべきだという議論はしばしばなされてきており、日本協同組合学会でも大きく二つの点から議論が行われてきた。ひとつは「レイドロー報告」における「経済的目的」と「社会的目的」の「二重の目的」（日本協同組合学会訳編 1989: 99-103）の問題意識を引き継ぐ議論であり、例えばレイドロー報告 30周年を記念した第29回春季研究大会の議論では「共益型協同組合から共益・公益型協同組合への転換」すなわち、レイドローの「二重の目的」の追求が「協同組合セクター論の現代的課題」だという指摘がある（堀越 2010: 4）。第41回大会でも、この議論を受けて、北川太一（2022: 9）がレイドロー報告の議論を検討し、協同組合は社会性を有し公益を追求する組織でもあることを確認したうえで、「事業や活動を通じた共益と公益との相互循環的な関係を構築することこそが、行政や民間企業では発揮できない協同組合の重要な社会的役割である」と指摘している。本稿が主眼を置く生協についても、山口浩平（2011）がレイドロー報告を基礎にしながら、その公益的役割を確認し、「地域貢献と社会的公正の追求」「資源の開放と交換」という方向性を示している。

もうひとつはNPOの動きを受けたものであり、1997年の『協同組合研究』第17巻第2号では「協同組合とNPO」と題する特集を組んでいるほか、1998年の第17回春季研究大会では「NPOと協同組合—その社会的役割」をテーマに議論がされている。この段階では新しく登場したNPOの協同組合へのインパクトなどの検討が中心だったと言えるが、「現代社会における地域福祉と協同組合セクター」をテーマとした2005年の第25回大会では、地域福祉事業の検討をつうじて「協同組合が公益の担い手としてNPOなど他セクターと連携・協働する可能性」が展望されている（塚本 2006: 4）。

いずれの議論も協同組合の「公益」への接近を議論しており、本稿もその点に異論を持つものではないが、付け加えて指摘したいのはNPO法以降の日本における「公益」概念の転換である。1998年に制定されたNPO法はそれまでの公益概念と異なり、「市民が行う自由な社会貢献活動」が「公益の増進に寄与」することをうたっている。そこで確立したのは、国家や政府に認められるものではない、市民による「公益」概念であった（山岡 2011: 52-57）。

他方で、こうした「公益」概念の転換に並行して、民営化や規制緩和に代表される新自由主義的な「改革」が進み、行政組織の縮小などが進行したことは否めない。実際、NPO法人の数は全国で5万を超え、その量的な拡大により、市民活動団体が公的サービスの「担い手」になるケースは増えていったが、それがこうした行政の後退の穴を埋める機能を果たしてきたことも指摘できよう。結果として日本の市民社会は活動団体の量的な拡大こそなされたものの、個々の団体は小さく、脆弱であることがしばしば指摘されているし、NPOの「下請け化」の議論なども指摘されて久しい（田中 2011）。

協同組合（特に生協）の「公益」への接近をめぐるのは、こうした1990年代以降のその概念の転換と、その後の市民社会の必ずしも順風満帆ではない状況を改めて認識する必要があるというのが本稿の問題意識である。

2. 生協が担ってきた役割

以下ではまず、戦後の生協が果たしてきた役割を検討する作業を通じて、そこにおける「共益」と「公益」の関係性を考えていきたい。生協運動は1970年代から1980年代にかけて大きく発展した。その背景には、物価高騰、食の安全をめぐる不安といった高度成長がもたらした様々な矛盾があり、そうした中で、主婦層を中心に自らの生活改善のために必要な物資を自分たちの力で確保しようとした取り組みが生協の発展につながっていった¹。

こうした生協が果たしてきた役割として、安全な食品の提供がまず挙げられる。有害商品や環境への影響が深刻な商品を代替するコープ商品の組合員参加による開発や、産直などの産地との結びつき、流通ルートの開拓などによって、生協は組合員が必要とする商品を自ら流通させていった。それは消費者の共益的な利益を自らの力で実現したということができるが、同時に市場と制度にも影響を与え、共益的な生協の事業が社会にも一定の影響を与えてきたと言える。

もう一点指摘できるのは、多様な組合員活動の社会運動としてのインパクトである。男女雇用機会均等法以前の日本社会において、生協の組合員活動は女性（主婦）の自立と社会参加の窓口として機能してきた。活動の内容を見ても、家計や環境などの調査活動では様々な問題を可視化させてきたし、くらしの助け合いの会の活動やワーカーズ・コレクティブの活動などは課題を実際に解決する仕組みやそこに参加する機会を生み出してきたという意味で、大きな意義を持っていた。

また生協の組合員活動や理事としての活動などが市民活動の形成に間接的に貢献し、市民社会の担い手育成の役割を間接的に果たしてきた点も重要である。川口清史はこの点をとらえて「生協は日本におけるサード・セクター、社会的経済のゴッドマザーである」（川口 2006: 274）と表現しているが至言と言えよう。

これらの点から、生協の共益的な事業・活動は公益的な役割をすでに果たしてきていたということをも確認しておきたい。

3. 生協の社会的取り組みの広がり

(1) 生協の公益的役割への期待

生協運動は1980年代を通じて急速に成長し大規模化していった。それは生協事業への共感や信頼の表れという意味では「共益」的な生協の組織的性格を変更するものではなかったといえるが、量的な拡大は生協の社会的地位の向上をもたらすと同時に生協への社会的期待へとつながっていくものでもあった。

例えば1983年に灘神戸生協で始まった「コープくらしの助け合いの会」に代表されるような組合員同士の有償の家事援助活動は1990年までに27生協に広がっている。それは形態的には組合員同士の助け合いの活動であり文字通りの「共益」的な活動といえるが、購買事業にとどまらない、地域社会で生協が果たす役割に注目が集まっていった（日生協創立50周年記念歴史編纂委員会 2002: 243-245）。例えば1986年に厚生省が組織した「生協のあり方に関する懇談会」の報告書は「高齢化社会で生協の福祉が積極的な役割を果たすことを期待するなど、生協の福祉の取り組みを評価し、社会的承認を与えるものになった」といわれる（成田 2005: 362）。

1995年の阪神・淡路大震災ではコープこうべが大きな被害を受けながらも、震災5日目には155

¹ 栗本昭（2005）はこうして発展した市民生協を日本に特徴的なものであると指摘し、日本型生協の特徴として1) 主婦が主体、2) 班と共同購入、3) 社会運動的側面という3点を挙げている。

店中 146 店が営業再開にこぎつけ、組合員に物資供給を行った。そうした「組合員のため」の取り組みだけでなく神戸市との「緊急時における生活物資確保のための協定」にもとづく物資提供も行われている。こうした取り組みには全国の生協からの支援が寄せられた。このような活動は多くの市民に感謝されたほか、マスコミからも「被災地に生協あり」と高く評価されたが（日生協創立 50 周年記念歴史編纂委員会 2002: 328-337）、生協の活動が「共益」を越えて「公益」的な役割を果たしたことが評価されたものと言える。

2007 年の生協法改正は共済事業の分離や県域規制の緩和のほか、員外利用規制の緩和、ガバナンスや会計面での整備、明確化などが図られた。特に最後の点は生協の規模拡大に応じた体制整備、組織の現代化が意図されたものと言えるが、員外利用規制の緩和には例えば学校などの教育文化施設、社会福祉施設、保育所などで組合員以外にサービスや物品の提供を行うことや、災害時の緊急物資提供なども含まれている²。これは上述した生協の「公益」的な役割の拡大を反映し、またそれを要請した改正内容が盛り込まれたものと言うことができよう（山口 2011: 39）。

（2）生協の社会的取り組みの広がり懸念

こうした生協の社会的役割への期待も背景に、各地の生協では様々な形で社会的取り組みが進められてきた。2020 年の日本生協連第 70 回通常総会で確認された「日本の生協の 2030 年ビジョン」でも 2 番目の項目として「安心して暮らし続けられる地域社会」が掲げられ、「私たちは、生活インフラのひとつとして、地域になくってはならない存在となり、地域のネットワークの一翼を担います」と謳われている（日本生活協同組合連合会 2020: 4）。

実際、いわゆる「地域」における公益的な活動と限定しても、多様な取り組みを見ることができる。例えば災害支援についてみていくと、東日本大震災の際には全国の生協の支援も受けながら被災地の生協は自治体からの緊急物資支援要請に応えた避難所への支援物資の供給などを行い、食料や燃料を含む物資支援は約 71 万点に上った。被災地でのボランティア活動や 1 年間で約 24 億円が集まった募金活動などのほか、その後の復興に向けた長期的な取り組みも行われてきた。2014 年の熊本地震などその後の各地の災害でも生協の資源を活用した被災地支援の取り組みが行われている。また、社会福祉協議会との連携や全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）をはじめとする支援団体ネットワークへの参加のほか、行政との連携も進み、「災害時物資提供協定」は 2017 年 4 月時点で、締結件数は 46 都道府県と 694 市区町村に拡大している（山田・尾崎 2018）。

子どもの貧困や生活困窮者支援に関する取り組みも広がっている。2021 年度で何らかの形で子ども食堂・多世代食堂に取り組む生協は 42 生協 787 カ所、学習支援に取り組む生協が 26 生協 72 カ所、フードドライブ 47 生協 707 カ所などとなっている。また、いくつかの生協では組合員からの寄付金を原資とした奨学金の給付に取り組んでいる（日本生活協同組合連合会 2022a）。

2007 年から始まった、宅配で異変を感じた際に、事前に取り決めた連絡先に連絡・通報を行うという自治体との間の「地域見守り協定」の締結の取り組みもしばしば紹介される。2022 年 11 月現在で全市区町村の 72.5%にあたる 1,262 市区町村と協定が結ばれている（日本生協連渉外広報本部 2022: 2）。

² 消費生活協同組合法施行規則第 11 条。2021 年には地域課題の解決を行う組織に対する物品供給を行うことを可能とする生協法施行規則の改正が行われ、子ども食堂などへの物品供給などが可能となった。

くらしの助け合いの会についてはコロナ禍の中で大幅な減少となっているが、2021年度は活動時間数が48万3,212時間、活動者数が1万6,670人となっており、中には介護保険における総合支援事業に取り組んでいるところもある（日本生活協同組合連合会社会・地域活動推進部地域コミュニティグループ2022）。子育てひろばの取り組みでは、2021年度では40生協が229カ所で延べ7,973回開催し、43,699組の親子が参加している。コロナ禍の影響も大きい2015年の「子ども子育て支援新制度」の施行により、行政が子育てひろばに取り組むようになってから組合員活動として行う子育てひろばの減少が見られるという指摘もある（日本生活協同組合連合会2022b）。

いずれの活動も組合員だけの「共益」とどまらない公益的な意味を持つ活動と言え、生協の持つ資源の解放という意味では非常に重要であり、そうした活動が各地の生協に広がってきていることの意義は大きい。ただし、いくつか懸念される点も付け加えておきたい。ひとつは地域見守り協定などに典型的だが、「協同組合だから」できる取り組みというより、宅配事業という生協の事業形態だからできる取り組みではないかという点である。実際こうした取り組みは宅配事業者等も行っており、協同組合だからできる取り組みとは必ずしも言えない。災害時の物資提供やフードバンクの支援なども単に生協の持つ資源（食品やトラックなどの輸送手段）の提供にとどまるのであれば同様の指摘がありえよう。

その意味では単に物資を提供するのではなく、災害時のボランティア活動や募金活動、あるいは組合員のフードドライブの取り組みをフードバンクにつなげていくなど組合員の参加による組合員活動としてこれらの取り組みを行うことが「共益」を「公益」につなげていく上で重要になるのではないだろうか。

もう一点は「協定」という点に象徴的なように自治体との連携が志向されているように感じられる点である。いうまでもなく、地域において自治体の存在は大きなものであり、「公益」を考えるうえでその存在は無視できない。しかし、「政府＝公益」なのではない。「地域のネットワークの一翼を担う」ことが、いわば自治体に「認めてもらう」と同一視されてはいないだろうか。協同組合原則の第4原則に「自治と自立」がある意味を改めて思い起こしたい。福祉や子育て支援活動のように制度との関係も検討が必要である。

4. 「生活の協同」から見た「共益」と「公益」の論点

（1）共益と公益の相克

ここまで見てきたように生協の社会的取り組みは広がってきているがそれは時として組織の共益的な性格と矛盾を来すこともある。例えば、くらしに関わる相談対応などに取り組んできた生活サポート生活協同組合・東京の事例が挙げられる。相談事業はくらしの中で何らかの問題を抱えた人が利用者となるが、それは必ずしも組合員とは限らない。設立の経緯もあり、組合員の大多数は設立主旨に賛同した支援者の色合いが濃く、出資者である組合員と利用者である相談者が一致しない、出資・利用・運営の一致が原則の日本の生協法には馴染みにくい生協であった（志波2012: 46-47）。最終的に員外利用規制の厳しい生協法との矛盾を解消することができず、同生協は一般社団法人に転換、2016年より一般社団法人くらしサポート・ウィズとして活動を続けている。厳しすぎる生協法の員外利用規制の可否の問題はあるが、共益的な生協組織の性格と公益的な活動の矛盾を示す事例と言えよう。

もうひとつ、生協による市民活動支援の取り組みから論点を取り出したい。市民活動の基盤整備や

いわゆる中間支援組織の重要性は様々な形で指摘されてきたが、各地の生協でも助成などを通じた市民活動支援が NPO 法制定直後から様々な形で取り組まれてきた³。その中の一つ、生活協同組合パルシステム東京は剰余金の一部を積み立てて運営する市民活動助成基金を 1998 年にスタートさせ、2021 年度までに延べ 283 団体、総額約 1 億 1,100 万円を助成してきた。このパルシステム東京市民活動助成基金には、当初、申請団体に組合員が必ず 1 人以上所属していないといけないという「一人条項」が存在していたが、議論の末、2007 年に廃止された。しかし、その際には「組合員のお金を、どうして他の人に使うのか」という意見も大きかったという。パルシステム東京で市民活動助成が取り組まれた背景には「事業で得た利益（剰余）を組合員に還元するとともに社会へも還元することが大切だ」とする考えがあったと説明されており、そこにはまさに「共益」的な組織である生協が「公益」的な活動を支援することの重要性が表現されているが、そのような考えは必ずしもすんなりと組合員に受け入れられたわけではないといえよう（生活協同組合パルシステム東京 2018: 5）。協同組合原則の第 7 原則「コミュニティへの関与」には「組合員によって承認された政策を通じて」という文言が含まれているが、この事例からは「組合員による承認」の重要性を読み取ることができる。

（2）「共益」の後退

協同組合における「共益」の後退の問題も指摘できる。生協の量的拡大は、前節で見てきたような社会的役割への期待を高める一方で、組合員の質的な変容ももたらしている。「安全安心な商品を手に入れるために生協に働きかけそれを実現する」というような積極的な組合員だけでなく、単に宅配事業の利便性を求め加入する「買うだけ組合員」の増加をどのように位置づけるか（川島 2014）という問題である。

実際、「2021 年度全国生協組合員意識調査」によると宅配事業において最も満足度が高い項目は「商品が配達される便利さ」で、「非常に満足」「やや満足」と回答したものが 84.3%となり、「食品の安全性」の 74.3%を上回っている（日本生活協同組合連合会 2021: 100）。また、同調査によると生協の活動に参加したことがあるのは組合員の 12.9%に過ぎない（日本生活協同組合連合会 2021: 111-115）。

もちろん「利用も参加」であり、「買うだけ組合員」を積極的に解釈することも可能ではあるが、「共益」から「公益」への展開を考えるうえでは、そもそも「共益」自体が生協の活動の中で希薄化している現状を認識する必要がある。

（3）公益の共益への転化

もう一点、別の視点としてエネルギーの分野から「共益」と「公益」を考えてみたい。電気やガス、水道は私たちの生活に欠かすことのできないものでありまさに「公益事業」と言われる。協同組合でも単なる小売りではなくこれらの供給を事業としている組合が存在しているが、生協法ではガス、水道は員外利用の例外とされている⁴。地域におけるすべての人の利用が想定される「公益事業」は「共益」的な協同組合にはそぐわないのであり、厳密に員外利用を規制する生協法では特にこの点が抵触

³ 生協による市民活動支援については、例えば、以下で紹介するパルシステム東京市民活動助成基金を含む東京都内の 3 生協による事例紹介として三浦（2022）を参照。

⁴ 消費生活協同組合法施行規則第 7 条。なお、現在ではガスと水道のみだが 1954 年 6 月 17 日の厚生省社会局長通知では電気事業も員外利用規制の例外とされている（厚生省社会局生活課監修 1990: 68-70）。

するため員外利用規制の例外としたと考えられる。実際に日本で唯一都市ガス事業を行う新潟県の栄ガス消費生協では公共施設などにも員外利用でガスを提供している（佐藤 2013: 40）。

しかしこの栄ガス消費生協でもそれ以外の加入が可能な人たちは「100パーセント、組合員」となっている。同様の事例は鹿児島県の屋久島で電気事業を行っている組合などでも観察することができるが、地域における電気、ガス、水道などの事業を協同組合が担っていた場合、まさにその公益事業としての性格からその協同組合に加入しないという選択肢は実質的にない。そうした協同組合は地域におけるほぼすべての成員が加入する「コミュニティに埋め込まれた協同組合」とでもいうべき存在になる（三浦 2015）。そこでは公益事業がそのまま「共益」的なものへと転化しているということができ、「共益」から「公益」へという想定される流れとは逆のベクトルが働く可能性があることが指摘できよう。

5. 協同組合らしい「公益」への接近

以上、くらし・生活における協同や生協の取り組みから「共益」と「公益」について検討してきたが、最後に本報告の議論のなかでも今後さらに深めていきたい点を何点か指摘しむすびに代えたい。まず「共益」と「公益」を考えるうえでも、現在の協同組合原則のなかに参照すべき原則があるということである。本論中でも政府セクターとの関係で第4原則「自治と自立」に言及したほか、第7原則の「コミュニティへの関与」についても、協同組合は「組合員によって承認された政策を通じて」行われることの重要性を示した。その他、第1原則で示された自発性や第6原則の協同組合間協同などを含め、協同組合原則が示唆しているものを改めて考えたい。

また、「組織としての協同組合」を基礎に議論を行うことの難しさも指摘しておきたい。上述したように、協定を結んだり物資提供をしたりというような組織対組織の関係の中からは「協同組合らしい」公益への接近は見出しにくい。また協同組合の共益的な性格が公益的な活動と矛盾するよう見えるのも組織として協同組合を捉えるからであろう。さらに言えば参加が低下している協同組合の組織としての「共益」を基礎に「公益」を展望するのは無理があるともいえる。

こう考えると、組織ではなく一人ひとりの組合員の活動に分解してみる必要があるのではないだろうか。上述の通り、生協では多様な「公益」的な活動が展開されているが⁵、先に触れたとおり、組合員一人ひとりの参加に立ち返ることが当たり前のような重要であろう。また、その組合員としての自覚の有無は別にして、協同組合の組合員が地域で活動している事例はしばしばみられる。そうした活動にいわば協同組合を使ってもらふこと、そうした活動を協同組合が応援していくことも重要といえる。

【参考文献】

川口清史（2006）「社会的経済論と生協」現代生協論編集委員会編『現代生協論の探求<理論編>』（2006年、コープ出版）259-275頁

川島美奈子（2014）「組合員の多様化と協同組合のアイデンティティ」中川雄一郎・杉本貴志編『協同組合 未来への選択』（2014年、日本経済評論社）167-221頁

⁵ NPO法における「特定非営利活動」の定義は「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」（第2条）という「共益ではないもの」という定義であり、逆に言えば共益の枠の外で、「不特定多数」の人のために活動していればそれは「公益」に関与していると言える。

- 北川太一 (2022) 「レイドロー報告 40 年：どう受け止め、深化させるか」『協同組合研究』第 42 巻第 1 号 (2022 年 6 月) 5-10 頁
- 栗本昭 (2005) 「日本型生協の特質と現状、変化のトレンド」現代生協論編集委員会編『現代生協論の探求<現状分析編>』(2005 年、コープ出版) 13-37 頁
- 厚生省社会局生活課監修 (1990) 『消費生活協同組合法逐条解説』第一法規
- 佐藤正行 (2013) 「インタビュー：栄ガス消費生活協同組合—日本で唯一のガスの生協—」『生活協同組合研究』2013 年 Vol.453 (2013 年 10 月) 37-41 頁
- 志波早苗 (2012) 『『くらしの安心・安全』を創る～生活サポート生活協同組合・東京の実践と挑戦～』『協同組合経営研究誌 にじ』No.640 (2012 年冬号) 46-53 頁
- 生活協同組合パルシステム東京 (2018) 『ともにつくるくらしと地域—生活協同組合パルシステム東京市民活動助成基金 20 年のあゆみ』生活協同組合パルシステム東京
- 田中弥生 (2011) 「強く自立した NPO へ—民が担う公共領域への好循環」坪郷實・中村圭介編『新しい公共と市民活動・労働運動』(2011 年、明石書店) 73-101 頁
- 塚本一郎 (2006) 「現代社会における地域福祉と協同組合セクター<座長解題>」『協同組合研究』第 25 巻第 1 号 (2006 年 6 月) 1-5 頁
- 成田直志「社会福祉と生協」現代生協論編集委員会編『現代生協論の探求<現状分析編>』(2005 年、コープ出版) 357-372 頁
- 日生協創立 50 周年記念歴史編纂委員会 (2002) 『現代日本生協運動史下巻』日本生活協同組合連合会
- 日本協同組合学会訳編 (1989) 『西暦 2000 年における協同組合 [レイドロー報告]』日本経済評論社
- 日本生活協同組合連合会 (2020) 『日本の生協の 2030 年ビジョン つながる力で未来をつくる—CO・OP2030—』日本生活協同組合連合会
- 日本生活協同組合連合会 (2021) 『2021 年度全国生協組合員意識調査報告書』日本生活協同組合連合会
- 日本生活協同組合連合会 (2022a) 『2022 年調査全国生協の子どもの貧困と生活困窮者支援に関する取り組み調査報告書』日本生活協同組合連合会
- 日本生活協同組合連合会 (2022b) 『2022 年調査全国生協の子育て支援活動に関する調査報告書』日本生活協同組合連合会
- 日本生活協同組合連合会社会・地域活動推進部地域コミュニティグループ (2022) 『2021 年度助け合い 活動調査報告書』日本生活協同組合連合会
- 日本生協連渉外広報本部 (2022) 『CO・OPREPORT』161 号 (2022 年 12 月) 日本生活協同組合連合会
- 堀越芳昭 (2010) 「レイドロー報告 30 年 協同組合運動におけるその意義と現代性 (座長問題提起)」『協同組合研究』第 29 巻第 3 号 (2010 年 8 月) 1-5 頁
- 三浦一浩 (2015) 「コミュニティに埋め込まれたエネルギー生協の可能性・栄ガス消費生活協同組合と安房電気利用組合の事例から」『協同組合研究』第 35 巻 1 号 (2015 年 12 月)
- 三浦一浩 (2022) 「生協による市民活動支援の現状を考える—都内 3 生協の事例から—」『生活協同組合研究』Vol.555 (2022 年 4 月) 44-52 頁
- 山岡義典 (2011) 「日本における市民社会組織の現状と課題—制度的基盤を中心に」坪郷實・中村圭介編『新しい公共と市民活動・労働運動』(2011 年、明石書店) 52-72 頁

山口浩平（2011）「現代的な生協の課題としての地域社会との連携―「保全者社会」の担い手としての生協―」『協同組合研究』第30巻第1号 37-43頁

山田浩史・尾崎靖宏（2018）「災害時における地域連携・広域連携の事例」『生活協同組合研究』Vol.506（2018年3月）46-50頁

【報告 2】

地域経済振興の担い手としての協同組織金融

小関隆志（明治大学）

1. 地方経済の停滞

近年は、多くの地方で人口減少と少子高齢化、地方経済の疲弊が深刻になっている。多くの自治体に移住促進のプロモーションを展開し、コロナ禍を契機として地方移住が一時期ブームの様相を呈した。IT化の進展により、都心への一極集中傾向が大きく緩和されるかのような期待もあったが、東京圏への人口流入（転入超過）は、コロナ禍の発生後も依然続いている（総務省統計局「住民基本台帳移動報告 2021（令和3年）結果」）。

第二次安倍政権は2014年に「地方創生」を政策の柱に掲げ、内閣府に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置するとともに、地方創生担当大臣のポストを新設して、「まち・ひと・しごと創生法」を成立させた（中西 2015）。地方での安定雇用の創出や、東京圏からの転出人口の増加、子ども・子育て支援の充実、地域間連携など、多方面での政策を展開しており、政策の開始から約10年が経過したが、「東京圏への人口の過度の集中を是正」するという政策目的は実現できていない。

新規求人倍率（2023年5月）をみると東京は3.46倍と突出し、最低の北海道（1.70倍）と2倍の差がある。1人当たり県民所得（2019年）でも東京都が575万円と、他の道府県（300万円台以下）を大きく引き離す。東京・神奈川・大阪・愛知の4都府県を合わせると、事業所数で全国の29.8%、従業員数で35.2%を占める（総務省統計局経済センサス）。

こうした経済格差は自治体財政とも関連しており、財政力指数は全都道府県の中で東京都だけが1を超え、最低の島根県との間では4.2倍の差がある（総務省「令和3年度地方公共団体の主要財政指標一覧」）。

大都市への集中と地方経済の停滞といった問題だけでなく、日本経済は度重なる金融危機や自然災害に繰り返し見舞われてきた。危機が訪れるたびに人々はそれを克服して立ち直ってきたが、完全に元通りに戻ることは難しい面がある。東日本大震災の被災地では、道路や鉄道、堤防などのインフラの復興が一段落したものの、全体として人口を増加に転じるには至っていない（復興庁「東日本大震災発災10年ポータルサイト」）。コロナ禍以降、飲食店等の売り上げは完全にコロナ前に戻っておらず、コロナ禍のいわゆる「ゼロゼロ融資」（実質無利子・無担保融資）の返済に行き詰まって廃業を選ぶ（「コロナ倒産」）傾向も現れている（帝国データバンク「借入企業の12.2%『返済に不安』」2022年9月）。

2. 地域金融機関の役割と課題

地方経済を維持発展させる基盤としての役割を果たし得るのが、地域金融機関である。地域金融機関は中小企業や非営利組織、住民などに資金を提供し、地域内の資金循環を促すだけでなく、経営者の相談に乗る、販路を開拓する、創業を支援する、事業承継や次世代経営者の育成を手助けするなど、経営支援を行い、経済活性化に不可欠の役割を果たしている。

金融庁はリレーシヨシップバンキング政策の一環として「事業性評価」の導入を呼びかけており、

それに応じて真摯に努力を重ねている金融機関も少なくない。地域金融機関が、地方経済の維持発展に対していかに役割を発揮できるかが問われている。

地域金融機関のなかでも、信用金庫・信用組合などの協同組織金融機関は一定の営業区域内でのみ事業が認められていることから、地域の繁栄と金融機関の繁栄が直接結びついている。地方銀行と違って、協同組織金融機関はその地域から「逃げられない」ため、地域と金融機関は「運命共同体」だともいわれる。地域経済振興は、協同組織金融機関にとっても、自らの運命がかかっている。協同組織金融機関は会員制組織であり、金融機関と会員（顧客）との距離の近さ、オーナーシップといった点からも、地域密着型金融による地域経済振興という命題は、協同組織金融機関にとって受け入れられやすい素地を持っている。

大都市部への人口・経済の集中が極限まで進んでしまった今日、少子高齢化や経済停滞が著しい地域で、地域内部での経済循環にも限界がある。その地域の名産品を大消費地に販売する、あるいはその地域に観光客を誘致する、その地域の工業製品を大都市の企業に販売するといったようなかたちで、大都市に販路を開き、地域産業を振興する戦略（ここでは地産地消になぞらえて「地産都消」と呼ぶ）が重要性を増してきているように思われる。地域の枠を超えた産業・消費者とのネットワークを築くことで、取引の規模拡大を期待できる。

もっとも、地産都消の発想や実践がことさら新しいわけではなく、地域ブランド戦略やシティプロモーション、ふるさと納税返礼品の開発など、様々な試みが積み重ねられてきた。むしろここで注目したいことは地産都消における地域金融機関の果たす役割である。全国各地の地域金融機関が緊密なネットワークを組むことによって、営業区域の枠を超え、地産都消をリードすることができる。

地産都消といっても、単に他の地域とつながればよいのではなく、高い完成度の商品開発力や消費者ニーズ調査力、広報宣伝能力が求められるため、大学の研究者、マーケティング事業者、自治体の産業振興担当部署との協働も重要である。地域のネットワーク組織による産学連携・イノベーションや、ビジネスマッチングによる異業種間の連携促進も、経済産業省、中小企業基盤整備機構、自治体、商工会議所、大学など多様な主体によって行われているが、地域金融機関も連携・協働の重要な拠点としての役割を果たし得る。地域金融機関は融資先企業の経営状況を把握しているだけでなく、当該地域における経済動向や多様な産業の現状に精通し、政府・自治体の補助金・助成金制度を把握し、さらに自治体や各種専門家（税理士、中小企業診断士、弁護士など）との人脈を有していることから、地域の情報・人脈のハブとして、最適な連携の相手につなぎ、状況に適した補助金・助成金を紹介することができる。

地産都消に加えてもう一つ、地域課題に向き合う NPO や社会的企業も重要性を増している。空き家のリノベーション・有効活用、路上生活者の自立支援、障がい者の就業支援、伝統産業の保護育成、子どもの学習支援など、NPO や社会的企業などによって担われている事業が多々ある。こうした事業に投融資や助成を行い、インキュベーション機能やコンサルティングを提供することを通して、地域金融機関は間接的に地域課題の解決に貢献し、SDGs の達成にも寄与し得る。

3. 協同組織としての取り組みの現状、問題点、有効性

(1) 各業態の地域密着型金融の取り組み

協同組織金融機関はどのような地域密着型金融を展開しているのだろうか。

信用金庫の事例集には「創業・新事業開拓支援への取り組み」「成長段階企業支援への取り組み」

「経営改善支援への取り組み」「事業再生・業種転換支援への取り組み」「事業承継支援への取り組み」「地域の面的再生への参画への取り組み」「新型コロナに係る地域への面的支援（個別企業への支援を除く）」（コロナ前は「災害からの復興支援」）の7分野の事例が紹介されている（全国信用金庫協会「信用金庫における地域密着型金融への取り組み事例集」2019～2021年度）。2020年度以降は、コロナ禍が蔓延して中小企業の経営が大きな打撃を受けていたことから、「新型コロナウイルス感染症等影響先に対する支援体制」や「地元飲食店・地元業者応援のための特別金利定期預金の発売による地域支援」などのコロナ対策が目立った。信用金庫と融資先との1対1の関係だけでなく、信用保証協会、商工会議所、日本政策金融公庫、弁護士、中小企業活性化協議会など多様な外部機関・専門家と連携して支援を行う例も多い。

地産都消に関しては、高級バナナのブランディングや、地元生姜を使用した菓子のブランディング、産官学金による販路開拓支援、オリジナルソースの商品化における伴走支援ビジネスマッチング支援強化、食の魅力発信プロジェクトによる取引先の販路開拓支援などの事例が紹介されている。他方、社会的事業については、直近の事例集には掲載されていないが、たとえば京都信用金庫がソーシャルビジネス等に融資する「ソーシャル・グッド融資」制度や、西武信用金庫が地域や社会の課題解決に取り組む事業に融資する「S-wish」（スウィッシュ）などいくつかの取り組みがある。

信用組合の事例集には「創業・新事業の開拓を目指すお客様への支援」「更なる成長を目指すお客さまへの支援」「経営改善・事業再生・業種転換が必要なお客さまへの支援」「事業承継が必要なお客さまへの支援」「地方創生に向けた取り組み」「社会貢献活動を含む未来のお客様への支援」「職域信用組合の取り組み」の7分野の事例が紹介されている（全国信用組合中央協会「信用組合における『地域密着型金融の取り組み状況』」2019～2021年度）。創業支援や事業承継支援など基本的に信用金庫と類似の取り組みが紹介されている。信用組合の場合、当該地域を超えて大消費地に販路を拡大するといった地産都消の事例はあまり一般的ではないが、ソーシャルビジネスに対する融資や経営支援の事例は掲載されている（地域振興ファンドを組成し、地域課題解決型のソーシャルベンチャーに投資する、ソーシャルビジネス立ち上げに伴う資金調達を支援するなど）。

労働金庫は融資事業の大部分が住宅ローンであるため信用金庫・信用組合とは様相が異なるが、信用金庫・信用組合との共通項としてはNPOへの助成・融資がある。事例集には、路上生活者支援のNPO法人や障がい者福祉のNPO法人への融資、NPOへの助成・寄付が紹介されている（全国労働金庫協会『ろうきんSDGs Report』2021～2023年度）。

JAバンクは農家や農業法人に対して農業融資を行っているが、農業に関連した地域密着型金融に取り組んでいる。事例集には「農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする支援」「担い手のライフサイクルに応じた支援」「経営の将来性を見極める融資手法をはじめ、担い手に適した資金供給方法の提供」「農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域育成への貢献」の4つの分野で先進事例が紹介されている（農林中央金庫「JAバンクの地域密着型金融の取り組み状況について」2019～2021年度）。企業への融資とは異なるものの、次世代農業者の育成支援や、農業法人と商社とのビジネスマッチング・商談会の開催、農畜産物の付加価値向上、経営改善支援、事業性評価を通じた経営課題解決、新商品の開発普及など、中小企業経営支援と共通した手法も少なくない。

(2) 幅広い連携協力のネットワーク

地産都消の観点からは、協同組織金融機関による個別の支援にとどまらず、地域の枠を超えた幅広い

い連携協力のネットワークも重要である。多様な主体が有機的に連携できれば、経営支援の負担・費用を分散することもできよう。全国規模での連携協力の事例は、信用金庫業界では城南信用金庫が主導する「よい仕事おこしフェア」、信用組合業界では第一勧業信用組合が主導する「志の連携」を挙げることができる。

「よい仕事おこしフェア」は、城南信用金庫（東京都品川区）が被災地支援・地域連携・地方創生をテーマに掲げて始めた全国規模の商談会である。2012年の初年度は国際協同組合年を記念し、63の信用金庫と632社の企業が東京ドームに集う、当時としては信用金庫業界最大の規模であった（「63信金、東京で商談会」『日本経済新聞』2012年10月29日）。当初は東北の被災地企業の販路開拓を主眼としていたが、その後「よい仕事おこしフェア」の規模は年々拡大し、テーマも「日本を明るく元気に」と広がった。2019年のフェアは全都道府県の249信用金庫が協賛し、47,620名の来場者を誇る大規模イベントとなった（城南信用金庫川本恭治理事長「信用金庫の存在意義！」（明治大学経営学部公開講座2021年12月13日資料）。さらに、城南信用金庫は「毎日が商談会」を合言葉に、インターネット上で信用金庫と顧客企業をつなぐ「よい仕事おこしネットワーク」を2018年12月に開設し、専属コーディネーターを配置した（「城南信金、中小の受注支援強化」『日本経済新聞』2020年4月22日）。同ネットワークは214の信用金庫、1万以上の企業、大学、マスコミ各社が参加しており（2023年3月時点）、コーディネーターが商談を仲介するほか、飲食店を応援するため取り寄せ・テイクアウトサービスを紹介し、各地の特産品の販売促進に努めている。コロナ禍で多くの企業が打撃を受けるなか、オンラインの商談や商品のテイクアウト・取り寄せは売り上げ増に威力を発揮した。さらに、ネットワークの成果として、地域の枠を超えて複数の企業が提携し、日本酒や焼酎、カステラ、クラフトビール、抗菌素材などの新商品開発も進んでいる（「信金がつなぐ地ビールづくり」『日本経済新聞』2023年3月1日）。

信用組合については、第一勧業信用組合（東京都新宿区）が中心となって全国各地の信用組合や自治体をつなぐネットワーク「志の連携」を構築している。篠崎（2020）によれば、「志の連携」は地域の壁を越えるための連携と、専門機関との連携の2つに大別される。信用組合は営業地域に制約されるため、特定の地域を越えて展開する企業には対応できない。その壁を超えることが信用組合の課題となっていたという。そのため、2016年に新潟県の糸魚川信用組合・塩沢信用組合と連携協定を結び、その後も各地の信用組合をはじめ、糸魚川市や宿毛市などの自治体、さらに宮崎太陽銀行や城南信用金庫など他業態の金融機関にも連携先を広げていった。他方、専門機関との連携について篠崎（2020）によれば、経営・事業・財務・人事・税務等の高い専門性が顧客から求められるため、様々な分野で質の高い専門家を紹介することが顧客ニーズの解決につながるという。第一勧業信用組合は税理士会や行政書士会、公認会計士協会、弁護士会、大学、コンサルティング会社、ソーシャルビジネス支援組織などと連携を広げていった。2023年7月時点で、金融機関と自治体、大学、専門家組織など計75の連携先を有するネットワークとなっている。

同信用組合は「志の連携」を通して地産都消を進め、「連携先の地方の金融機関や行政と共に各地方の活性化に貢献することで、日本全体を元気にしたい」とのビジョンを掲げている。具体的には、ビジネスマッチングの場の提供、物産展の開催、地方連携オフィスの設置、農業ファンドの組成と運営、他の金融機関との人事交流、事業承継連携協議会の設立などの取り組みを進めている（篠崎2020、第一勧業信用組合ウェブサイト）。

(3) 意義と課題

個別の信用金庫・信用組合が単独で支援するだけでなく、地域の枠を超えて複数の金融機関や自治体、専門機関、大学、マスコミが幅広いネットワークを築いて連携することは、協同組合間協同の推進という理念に適った動きでもあり、地域経済振興に大きな効果をもたらすことが期待される。

近年は「コレクティブ・インパクト」概念が注目を集めている。アメリカのコンサルタント、ジョン・カニアとマーク・クラマーが発案したもので、行政やNPO、企業などが各々の枠を超えて、特定の社会課題の解決に向けて協働して取り組むことを指す。社会課題の複雑化により、単独の組織だけでは根本的な解決が困難になっており、官・民、営利・非営利のセクターを超えた多様な主体が共通のアジェンダを設定して解決策をともに探っていくことが必要とされている（ストロー2018）。

これは必ずしも、単独の組織だけでは規模が小さすぎて解決できないという意味ではない。何か対策をはじめようとすると、違う立場から反対や抵抗が現れて対策を妨害されたり、当初予想もしなかった副作用や逆効果に苦しめられたりすることがある。たとえば治安強化のために重罰を導入した結果、犯罪者の社会復帰が妨げられて、結果的に犯罪者の再犯を促すといった皮肉な結果が生まれてしまう。マネーロンダリング・テロ対策を厳重に行った結果、地下銀行が発達し、かえって不安定化を招く恐れが高まることも指摘されている。観光客を増やそうという試みは、静穏な住環境を守りたいとする住民から反対されることもある。個々の組織の目標や利害だけに視野を限定せず、政策目標に影響を与え得る全ての関係者を巻き込んだシステム思考の解決が求められており、それは地域経済振興にも当てはまる。

「多様な主体間での協働」というテーマは既に言い古された感もあるが、コレクティブ・インパクトという協働は、行政が業務委託するとか、企業がNPOを支援するといった実行段階の協働ではなく、そもそもの問題認識や戦略立案の段階における協働である。

地域の多様なステークホルダーが立場の違いを超えて集い、社会課題に向き合うことによって、地域経済振興という共通の目標に向かって進むことができる。地域金融機関や自治体、大学などの研究機関、弁護士・税理士などの専門家集団、業界団体などが地域の基盤となって、地域内部の対話を粘り強く続け、合意に向かって進むことが重要といえよう。

4. 共益と同時に公益を求める協同組織金融

共益と公益が協同組合・協同組織金融とどう関連するのかについて考えてみたい。

協同組合の成り立ちを想起すれば、社会的弱者が連帯して経済活動を興すこと自体に公益性があったといえよう。ここでいう公益性とは、不特定多数の者のためのサービス提供ということではなく、社会・環境全体に与える望ましい影響、ないし社会課題の解決といった趣旨である。協同組合の活動による庶民の生活水準向上、農家や零細企業の生産性向上・資金調達、良質な医療の普及など多々ある。行政の施策の手が届かない分野における相互扶助は共益であるとともに公益をも実現していたのである。

だが、社会における公益的な機能とは別に、協同組合の会員制組織という観点から、共益は会員間で利益を分配する“閉じた組織”との認識も根強く、法制度上も員外利用の制限という形で共益の意味が認識されてきた。協同組合は限定された特定の会員のためだけの共益組織とは性質を異にしている開かれた組織であり、そのことはICAの協同組合原則にもうたわれている。

では、協同組合が共益組織でありながら、公益を求めるとは具体的に何をすることなのだろうか。

公益を「不特定多数の者を対象」として理解すれば員外利用の拡大に至るが、それを極限まで突き詰めれば、いずれ会員組織としての性質をゆがめることになりかねない。

公益性を実現する別の方法としてはアドヴォカシー活動が挙げられる。アドヴォカシーは社会課題とその解決の必要性を訴え、社会の変革を促すことであり、例えば労働者協同組合法のような法制度の新設を求める運動や、ピースアクションのような平和運動が挙げられる。

また、社会的弱者層を協同組合の会員として組織することも方法として考えられよう。低所得者のためのクレジットユニオンや、失業者を組織するワーカーズコープなどである。

このほか、社会・環境問題解決に資する先駆的な事業や、社会貢献活動（NPO への助成、学生への奨学金、ボランティア活動など）、企業社会責任の取り組み（省エネ・リサイクル、人権への配慮、ガバナンスの強化など）といったアプローチも含まれる。実際に取り組んでいる協同組合も多数あるが、営利組織との差別化が課題となる。営利組織も理念経営を提唱し、社会課題解決型ビジネスをうたったり、SDGs の諸目標へのコミットを宣言したりしている。協同組合と営利企業の差異が相対化し、協同組合の優位性が自明ではなくなりつつある点が、今日の協同組合のアイデンティティ問題のひとつの背景となっている。

協同組合は、営利組織との間で公益性発揮をめぐる競争のなかで、どのように自らのアイデンティティを維持強化し、独自の方向性を見定めていけばよいのか。

第一は価値を実現するための経営で、金融の文脈ではバリュー・ベース・バンキングの導入がそれにあたる。バリュー・ベース・バンキングとは、「持続可能な社会・経済・環境の発展をもたらすために、『おカネ』という手段を活用していこうという考え方」であり、「価値を大切にす金融」である（新田・江上 2020）。協同組織金融は投機的投資家による支配統制の恐れがない。民主的なガバナンスを活かすことにより、ミッション・ドリフトを予防することも制度上可能である。

第二は社会的連帯経済である。社会的連帯経済とは、信頼と協力により世界の経済・環境問題を解決し、地域の多種多様な地域共同体の連帯性を深める経済である（立見 2018）。社会的連帯経済は、地域社会の中で自治体、NPO、協同組合、社会的企業などが連携協働して共通善を生み出すというネットワーク・モデルを基本としているが、そのなかで金融はネットワークを生み出すインフラストラクチャーと位置付けられている。

だが他方で、共益組織であるがゆえの難しさもあることは否定できない。会員の共通利益（共益）と、社会・環境全体の利益（公益）が常に同じ方向を向いているとは限らず、両者の間に摩擦や緊張が生じ得るからである。

例えば協同組合の主な会員が安定した中間所得層である場合、そうした会員の利益を実現するための事業が中心となるのはごく自然なことである。協同組織金融機関は、会員から集めた出資金を、高リスクな生活困窮者のために融資できるだろうか。仮に生活困窮者に融資するのが社会的にみて重要なことだとしても、それを我が事として捉えられない限り、「何も自分たちがわざわざやらなくてもいいだろう」と考えるかもしれない。「今は自分たちの生活に余裕があっても、今後いつ困窮するかわからない」と考えれば、貧困問題を我が事として認識するのではないか。

公益性の高い事業は、市場原理に基づく事業に比べて追加のコストやリスクがかかる。そうした追加のコストやリスクを、相互扶助や連帯という理念の下で協同組合自身が負担するのか、それとも公的資金や寄付・助成などへの負担転嫁を求めていくのかという論点にもつながる。ほんらい公費で負担すべき公的事业が、相互扶助の美名のもとに、協同組合の負担として一方的に押し付けられるよう

なことは望ましくない。公益性の高い事業を誰の負担にするかについて、協同組合を含めた社会の多様な関係者が議論して合意するという民主的な過程があってもよいのではないか。

おわりに

本報告では、地方経済が停滞するなかで、協同組織金融機関をはじめとする地域金融機関が、地域経済振興の重要な担い手となっていることをまず指摘した。地域経済振興の支援は、一つの地域内だけで完結するものではなく、地域の枠を超えた「地産都消」や地域課題解決のための事業と、それを支援する地域金融機関の役割が重要になっていることをみてきた。

協同組織金融機関が展開している近年の地域密着型金融の事例に加え、地域やセクターを超えた幅広い連携協力のネットワークに注目し、コレクティブ・インパクトの観点からその意義を考察した。

最後に、協同組織金融機関が共益と同時に公益を求めることの意味・可能性と課題に触れた。一言でいえば、「協同組織金融機関は地域経済振興という公益を目指している」ということになるが、公益の具体像を今後も模索し続けていく必要がある。

参考文献

篠崎研一（2020）「地方創生における『志の連携』の取組——第一勧業信用組合における取組の進展」

『地域構想』（大正大学地域構想研究所）2

ストロー、デイヴィッド・ピーター著、小田理一郎・中小路沙代子訳（2018）『社会変革のためのシステム思考実践ガイド——共に解決策を見出し、コレクティブ・インパクトを創造する』英治出版

立見淳哉（2018）「フランスにおける社会連帯経済の展開」『経営研究』（大阪市立大学）69(2)

中西渉（2015）「地方創生を巡る経緯と取組の概要——「将来も活力ある日本社会」に向かって」『立

法と調査』371

新田信行・江上広行（2020）『誇りある金融』近代セールス社

【報告 3】

地域コミュニティが担う資源管理活動に協同組合が果たす役割

木原奈穂子（鳥取大学）

1. はじめに—農村地域の現状

「過疎化」が社会問題として取り上げられるようになり、既に 80 年近くが経とうとしているが、その要因は社会情勢の変化によって変化している。当初は、高度経済成長に伴い、農村部から都市部に人材が流出する「他出」が原因で過疎化が起こっていたが、現在では「少子高齢化」も原因に加わっている。このような他出と少子高齢化により、各地で人材不足が問題となり、特に農村地域では、地域を担う人材がおらず、合併や消滅する集落も見られ始めている。本論では、このような状況に陥っている農村地域を対象に、どのような問題が起こっており、維持するためにはどのような取り組みが必要であるのか、事例分析を元に接近する。

農村地域における人材不足は、各種の取り組みの継続性を困難にしている。営農活動の他にも、集落ごとに行われる草刈りや水路清掃等の共同作業、災害が起こった時の初動を担う自衛の防災活動、祭りのような伝統行事や文化祭・運動会のような地域行事の運営が困難となっている。つまり、地域資源管理に関わる活動が困難になっている。集落によっては、自治会費等の賦課金の徴収と管理、すなわち集落の運営そのものが困難になっている。

これまで、上記のような取り組みは自治会や活動グループなどの「地域コミュニティ」を基盤とした助け合いによって維持されてきた。しかし、特に営農活動では、技術革新や担い手への農地集約によって営農活動の効率化が図られたことにより、助け合いの必要性が低下した側面もある。つまり、人材不足だけではなく、経済成長と技術革新が地域コミュニティの意義の損失につながっていることも否めない。

このように、人材不足から起因する地域コミュニティの脆弱化により特定の担い手に作業負担が集中し、人材不足を加速することで、さらに地域コミュニティの脆弱化を推し進めるという悪循環に陥っている地域も少なくない。具体例を挙げると、畦畔管理である。これまで地権者が個人で管理してきた畦畔部の草刈りも担い手に任されるようになり、十二分な（地権者が満足する）管理が困難になっている。一方で、畦畔部の草刈りは営農活動に関わるため、耕作者以外が関わりづらく、担い手へと作業が集中せざるを得ない。このような状況は畦畔管理だけではなく、水路やため池、農道の草刈りも同様であり、担い手である農業者が減少した離農が進んだ地域や移住者が増えた地域では、共同作業を担う地域コミュニティそのものが衰退してしまい、他の地域資源の管理活動にも影響を及ぼしている。

2. 地域資源管理を担う人材を確保・育成するための試行錯誤

このような状況にある農村地域において、人材不足の解消と地域コミュニティの維持に向けた取り組みを行っている 2 事例を取り上げる。1 事例目は、兵庫県丹波篠山市において、集落を基盤に多様な人材を巻き込んで草刈り隊を設立した事例であり、2 事例目は、鳥取県日野郡日南町において、共同

作業を労働市場に組み込み働き手とのマッチングに取り組む主体間連携を基盤とした実証研究である。なお、いずれも任意組織での取組みである。

①兵庫県丹波篠山市における草刈り隊

兵庫県丹波篠山市は兵庫県中東部に位置しており、京阪神 3 つの主要都市すべてからほぼ 1 時間の距離にある都市である。交通の便が良い都市ではあるものの、四方を山に囲まれる盆地に位置しており、市内の多くの集落が中山間地域となっている。主要産業が農業、とくに米生産である農村でもあるが、都市にも近いため第 2 種兼業農家が大半となっている。移住者も多数見られるが、集落自治会や自治会を基盤と下消防団、青年団、婦人会といった地域コミュニティは脆弱化しており、維持が困難になる集落も見られる。加えて、多面的機能支払制度や中山間地域等特別支払制度のような国の助成制度を受託する新たに設立された地域コミュニティも、農業者が中心となっており、高齢化が進展する集落では地域コミュニティの乱立により疲弊している例もある。

丹波篠山市の休場（やすんば）集落も同様の状況下にあり、加えて集落内の中核農家がリタイアしたことによって、集落内の農地、畦畔の管理が困難な状況となった。営農活動は集落外の認定農業者に委託することができたものの、畦畔管理回数が減少することになり、集落景観が荒廃することが懸念された。そこで関係者で協議を重ね、2019 年 3 月に草刈り隊を設立した。設立時の組織概要は、第 1 表の通りである。

事前の協議では、活動目的や作業回数、作業方法や作業時間の管理方法、作業賃の支払い方法や地

第 1 表 休場草刈り隊の概要

組織形態	任意団体
設立年	2019 年 3 月
主な業務	畦畔管理（草刈作業）
活動範囲	集落内
作業者	集落内外の農家・非農家 27 名
草刈作業の 請負単価	2,500 円/10a・年 3 回
草刈作業への支 払単価	1,000 円/時 (刈払い機の管理料は別途支払)
年間作業時間	約 360 時間

出所：著者作成

権者が支払う作業料金の決定方法など、多岐にわたる項目を検討している。活動の目的は「集落の景観を維持すること」であり、この目的を据えたことによって、農業者だけではなく非農家を含む集落の住民や入り作農家など、多様な人材に声をかけることを可能にした。設立時のメンバーは、農業者が 10 名（うち集落外の耕作者が 2 名）、土地持ち非農家が 9 名、I ターン者や分家の農家子弟を含む非農家が 8 名の計 27 名となっている。

また、休場集落には多面的機能支払交付金の受託組織が存在していたが、別の地域コミュニティとして草刈り隊を設立することにした。

活動はおおよそ 4 月と 6 月、9 月の年 3 回に行っており、活動を通して作業方法の効率化が図られている。実際に、初年度の活動 1 回目には、24 名で 136 時間かかっていた作業が、2 回目には 23 名で 114 時間、3 回目には 20 名で 108 時間まで短縮された。初年度以降、毎回、約 20 名のメンバーが活動に参加しており、非農家も継続的に活動に参加している。活動後には慰労会等の交流の場を設定することによって、集落内の親睦にもつながっている。

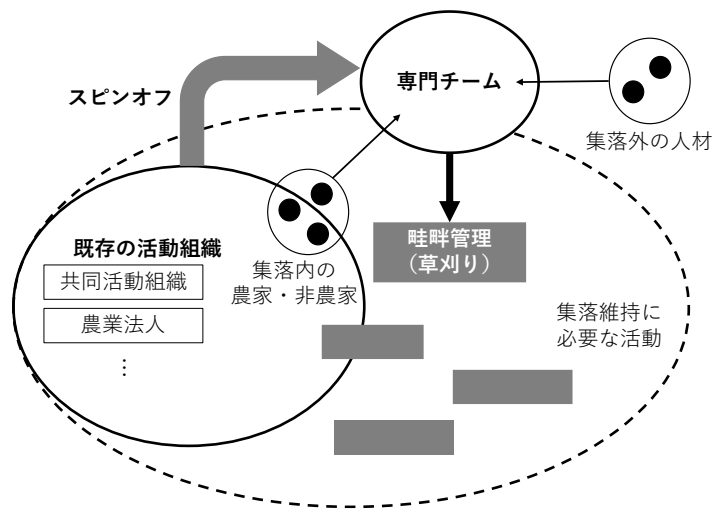
休場集落の草刈り隊は、第1図の通り、自治会組織を基盤とした補助金受託組織からスピノフし、別の地域コミュニティとして設立している。このことによって、農業者だけではなく多様な人材が活動の目的に共感し、草刈りという共同作業に参画することにつながっていると考えられる。加えて、作業後に交流の場を設けることによって、作業体制の見直しや改善、共同作業以外の場面での親睦にもつながっている。このように、多様な人材が地域運営に関わる仕組みを構築し、地域コミュニティを再構築したことが、継続的な活動を可能にし、地域活性化につながっている。

②鳥取県日野郡日南町の「おしごとバンク」

鳥取県日野郡日南町は鳥取県西部に位置し、島根県、広島県、岡山県と県境を有する中山間地域に位置する農村地域である。主幹産業は農業と林業、林業生産を生かした建設業であるが、冬季には雪に閉ざされる集落も少なくない。しかし、多数の県との県境にあるという地の利を生かし、近隣大学と包括的地域連携協定を締結し、地域活性化に向けた多様な取り組みを展開している。鳥取大学は日南町と2006年に地域連携協定を締結し、これまでもホテルの生息地調査や天然記念物であるオオサンショウウオの生態調査、それらの調査を通じた人材育成に貢献してきた。さらに2020年8月には、鳥取大学と日南町に加え、ソフトバンク株式会社が加わり、3者協定として「中山間地域における課題解決及びSDGs推進に関する連携協定」が締結され、この協定に基づいたプロジェクトの一つとして、「日南町ショートタイムワーク」が取り組まれ始めた。なお日南町では、高齢者を中心に働く場が求められているものの、有効求人倍率は2倍を超えており、働く場と働き手のミスマッチが恒常的に起こっている状況下にある。

プロジェクトでは、草刈りに焦点をあて、短時間で働く人々をマッチングするショートタイムワークの仕組みづくりを目標とした。このため、まずは日南町内の事業者がどのような業務内容に対して働き手を募集しているのかに関する聞き取り調査を行った。その結果、建設業や林業を中心とした、現場作業が求められる業種が多く、これらの事業者では、ハローワークの有効求人倍率の結果が示した通り、短時間での就労ではなく、フルタイムでの働き手が求められていた。一方で、町民を中心に働き方に対するアンケートを実施したところ、短時間で働く場があれば働いても良いという結果であり、事業者が求める働く環境と、働き手が求める働く環境にミスマッチが起こっていることが示唆される結果となった。

この結果を受けて、実際に事業者と働き手をマッチングする場を創出するため、連携協定に基づく3者（日南町・鳥取大学・ソフトバンク）に加えて、商工会や町内事業者が参画するコンソーシアム「おしごとバンクを考える会」を設立した。おしごとバンクを考える会では、町内事業者と町民とをマッチングする場として「おしごとバンク交流会」を実施し、福祉施設での補助者や飲食店のアルバ

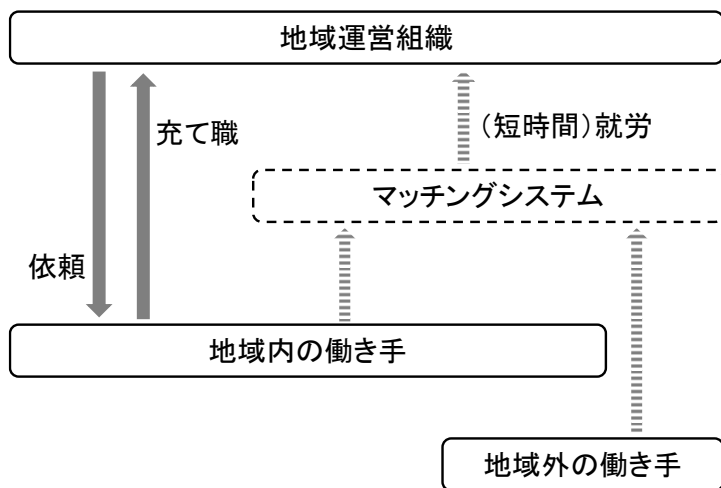


第1図 スピノフでの草刈り隊の設立モデル

出所：著者作成

イトなど、5件のマッチングにつながった。合わせて、大学生と町内事業者や地域運営組織をつなぐことを目的としたインターンシップを開催し、初年度には8名の学生が日南町内で短時間の就労体験を行った。

このような取組みを継続する中で、農村地域では「働く」というイメージがフルタイム勤務を指すことや、地域運営組織による草刈り等の共同作業は「働く」ことに含まれていないという実態が浮き彫りとなった。このような実態を元に、おしごとバンクを考える会では、まず町内事業者に対して、ショートタイムワークの考え方や仕事の出し方に関する勉強会を開催するとともに、地域運営組織に対して、共同作業などもショートタイムワークの一つとして、働き手を募集するように呼び掛けた。すなわち、農村地域の働くことに対する考え方の刷新に取り組み始めた。



第2図 労働市場に地域運営・管理作業を組み込むモデル

出所：著者作成

農村地域では、働く場となる事業者が限られているにも関わらず、働き手となる人材が不足しているため、正社員というフルタイム勤務が働くことの意義として捉えられるとともに、短時間での就労を働くこととして捉えない暗黙の文化があるのではないかと考えられる。このような働き方に対して持つイメージが、地域運営組織が実施する管理作業にも当てはめられ、地域内の管理作業は限られた時期に共同で行うものであり、働くこととして捉えられなかったとも考

えられるであろう。このような状況のため、ショートタイムワークのマッチングはおろか、地域運営組織の共同作業に対する担い手をマッチングする仕組みも存在しない。

おしごとバンクを考える会のショートタイムワークは、上記のような状況に対して、考え方の刷新とマッチングの仕組みに取り組んでおり、町内外の事業者や地域運営組織と働き手を、SNSを活用してマッチングする仕組みを確立しようとしている。つまり、共同作業もショートタイムワークの一部として捉え、マッチングの仕組みを適用することにより、労働市場に組み込んでいる（第2図）。このような取組みが継続し、発展するための核となるポイントは、SNS上の発信量にあると仮定し、現在も実証研究を続けている。

3. 協同組合が担うコミュニティ活動の可能性

上記の2事例は、先述の通り、いずれも任意組織による取組であり、協同組合ではない。しかし、その取り組みの性質から「協同組合的」な組織による活動と捉えられる。例えば草刈り隊の場合、集落に住む住民や集落に関わる人がメンバーとなり、集落の景観保全という共通の目的の下で、草刈りという活動を協同で行っている。また、おしごとバンクの場合、町役場や大学の他、町内事業者や住民、住民で構成される地域運営組織がメンバーとなり、町内の人手不足解消を通じた地域活性化という目的の下で、マッチングを通して労働力を補いあっている。このような「協同組合的」な組織活動と

して、2つの事例を考察すると、それぞれ以下のような特徴が挙げられる。

草刈り隊に関しては、草刈り隊が活動を始める以前は、畦畔管理作業は農業者が米生産のために行う私益のための活動であり、水路やため池の草刈り作業は共同利用する農業用施設であるため共益のために進んでいた。しかし、草刈り隊が活動を始めた以後は、畦畔に関しても個人農地の概念を超えて、集落農業者のためという共益性が生まれ、加えて集落景観の維持という公益性が生まれている。また、草刈り活動を通して交流が生まれ、暮らしやすい集落環境の創出に貢献している点においても、共益性が生まれていると考えられる。このような共益性の創出が、草刈り隊の活動を継続させる要因にもなっていた。

次におしごとバンクに関しては、人手不足状況にある地域で事業者と働き手をマッチングする機会を創出することは、私益の創出だけではなく、共益にもつながると考えられる。また、地域の共同作業のような公益性の高い活動を労働市場に組み込み、関係者の利害を調整できるようにマッチングすることで、地域内経済の循環につながり、共益を生み出していると捉えられる。さらに、これらの活動を通して、地域の担い手を確保・育成し、地域ににぎわいを創出することは、ひいては公益につながることも考えられるだろう。

これらの事例より、「協同組合的」な活動が始まり、活発に継続する要因として、公益性の中に共益性を生み出したり、公益性の高い活動に公益性のある目的を持たせることがあるのではないかと考えられる。共益と公益のバランスが取りやすい活動目的や仕組みを構築することが、「協同組合的」組織の運営上の核となっている。

4. おわりに

本論では、草刈り作業や人手不足解消のため取組みといった「協同組合的」な組織活動を取り上げ、その特徴を考察した。いずれの事例も、活動目的や仕組みに共益性や公益性を持たせることで、取組みを容易にしたり継続しやすくしていると考えられた。2つの事例は、集落や町といった閉じられた地域内での仕組みであるため、関係者の範囲がおのずと限られ、活動目的や運営の仕組みに共益性や公益性を持たせやすかったという側面もあるだろう。

一方で、このような閉じられた地域において顔が見える関係者が、共同作業を通じた分配を行う場合、金銭の分配だけではなく、負担も分配していることに注意する必要があるだろう。草刈り作業や地域の共同作業に対する負担のみが分配される場合、公益や共益に乗じた負担を関係者に強いる可能性も否めない。草刈り作業や地域の共同作業は、管理作業であるため収益を生み出さず、このような負担の分配に陥りやすいことが想定される。このような負担の分配のみに陥った「協同組合的」活動は、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払の受託組織に多数見られるのが実態であり、これらの受託をやめてしまう組織も見られ始めている。

このような状況を回避するためには、関係者に分配できる価値に何があるのかを検討することが求められるだろう。金銭のような経済的価値だけではなく、関係者間の交流機会や暮らしやすさといった非経済的価値であったり、地域社会の維持存続や活性化といった社会的価値を再認識し、分配する仕組みが求められている。このような価値の分配の仕組みとして、昨今、「特定地域づくり事業協同組合」や「ワーカーズコープ」が注目されていると考えられる。地域社会にそこで暮らす人々を結び付け、多様な価値を分配する仕組みとして、協同組合の取組みや連携が期待されているとまとめられる。

【報告 4】

農福連携における JA の取組みと役割～農業×福祉～

濱田健司（東海大学）

<目次>

1. はじめに
2. 農福連携の基本モデル
3. 農福連携の主な事例
4. 農福連携の主な効果
5. 農福連携の新たな展開
6. 農福連携に関する JA の取組み
 - (1) 全国組織段階の取組み
 - (2) 単協段階の代表的な取組み
7. JA が取り組む農福連携の 5 モデル
8. JA が取り組むに当たっての課題
9. JA への期待
10. 農福連携からの学び
11. 協同組合が目指す農福連携そして本来の組織の在り方

本報告では、農業×福祉をテーマにした JA における農福連携の取組みを報告する。

近年、障害者が農業生産に従事するという農業と福祉を連携させた農福連携の取組みが急速に広がりを見せている。これは高齢化と人手不足により新たな労働力・担い手の確保を目指す農業サイドと、より高い賃金を得るため、また新たな働く機会を創出することを目指す福祉サイドのニーズが一致したことによる。

当初、この取組みは福祉サイドを中心に広がり、その後農業サイドそして JA においても急速に農福連携にかかる取組みがすすんでいる。

そこで本報告では、まずは農福連携の基本モデルとその事例について報告するとともに、その中で JA（全国組織段階・単協段階）がどのような取組みをしているのか報告する。さらには単協 JA が取り組む場合の主なモデルを示し、取り組むに当たっての課題を提示し、今後の期待について述べる。

また農福連携から協同組合および JA が学ぶことについて提示し、そこから協同組合が目指す農福連携のカタチ、さらには本来の協同組合としてどのような組織を目指すことが望ましいのかということについても報告する。

JA による農福連携の取組みとして、<指導・研修・支援型><場所・資材等提供型><商工連携型><マッチング型><農・福法人参入型>の 5 モデルが考えられる。こうした取り組みを通じて、①農業者による農福連携の取組みの拡大を図る、②JA としての農福連携の取組みを行う、③農福連携に取り組む障害福祉サービス事業所、県、市町村等と連携、協力することなどが期待される。